

10 短期療養給付

【保険期間】2023年1月1日(日)～2023年12月31日(日)



60歳以上の方は加入できません。

加入対象者



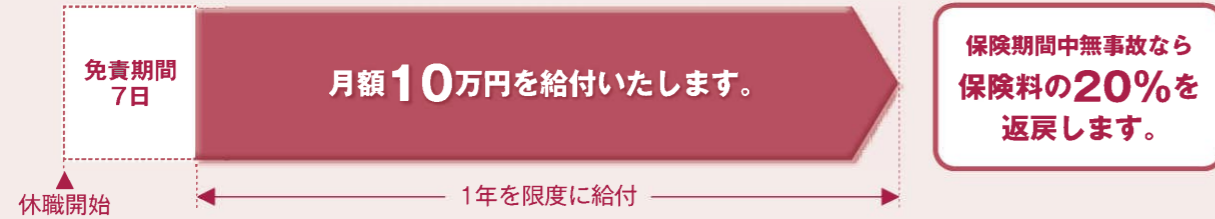
保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業不能となった場合、就業不能が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。
- 保険期間中に就業不能にならなかった場合、無事故戻しとして保険料の20%を返れいします。

給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで休職となった場合



◎月額保険料

| 年齢【満年齢】 (生年月日) | 免責期間 | 補償対象期間 | 保険金月額 5万円 (T1 コース) | 保険金月額 10万円 (T2 コース) |
|-------------------------------|--------|--------|--------------------------|---------------------------|
| 16～19歳 (2003.1.2～2007.1.1) | 7日 | 1年 | 220円 | - |
| 20～24歳 (1998.1.2～2003.1.1) | | | 310円 | - |
| 25～29歳 (1993.1.2～1998.1.1) | | | 350円 | - |
| 30～34歳 (1988.1.2～1993.1.1) | | | 440円 | - |
| 35～39歳 (1983.1.2～1988.1.1) | | | 540円 | 1,090円 |
| 40～44歳 (1978.1.2～1983.1.1) | | | 680円 | 1,360円 |
| 45～49歳 (1973.1.2～1978.1.1) | | | 810円 | 1,630円 |
| 50～54歳 (1968.1.2～1973.1.1) | | | 940円 | 1,880円 |
| 55～59歳 (1963.1.2～1968.1.1) | | | 1,010円 | 2,010円 |
| 60～64歳 (1958.1.2～1963.1.1) | 1,060円 | 2,120円 | | |

●記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
 ●保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ●保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。
 ※保険金月額10万円(T2コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

補償内容や就業不能等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.50

意向確認【ご加入前のご確認】

短期療養給付は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業不能となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等をご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

保険金のお支払いに関するご注意



保険金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業不能が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業不能はお支払いの対象となりません注。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業不能につきましては保険金をお支払いいたします。注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業不能は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業不能が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.50

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業不能
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業不能
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業不能
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業不能
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業不能
- 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能
- 脱退後に開始した就業不能

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45